

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 2月20日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
瀬戸内海区水産研究所長 生田 和正

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 自動全リン・全窒素測定装置保守点検業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年 4月 1日
至)平成32年 3月 31日
- (4) 履行場所 広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
瀬戸内海区水産研究所 廿日市庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするのであるか、入札者は、消費税及び地金消費税に係る課税事業者希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。入札書様式、委任状様式等)
- ① 直接交付
広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
瀬戸内海区水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
電話 0829-55-3645
FAX 0829-54-1216
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「自動全リン・全窒素測定装置保守点検業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「自動全リン・全窒素測定装置保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年2月27日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して

行うとともに、当機構のホームページにて公表することにより、入札説明会に代る。質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に、当該内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年3月7日 11時00分
広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
瀬戸内海区水産研究所 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年3月7日 10時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

業務仕様書

1. 件名 自動全リン・全窒素測定装置保守点検業務
2. 業務目的 本業務は、排水中に含まれるリン・窒素を確実に測定するため設置稼働している、自動全リン・全窒素測定装置の点検または、部品交換等を行うことにより、故障等を未然に防ぎ現状を維持することを目的とする。
3. 業務場所 広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
瀬戸内海区水産研究所 廿日市庁舎
4. 業務期間 自) 平成31年 4月 1日
至) 平成32年 3月31日
5. 業務内容
 - 1) 保守対象機器
自動全リン・全窒素測定装置 (株)堀場製作所 TPNA-300 1台
 - 2) 1ヶ月点検
年8回(5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月), 別紙1にあげる項目について保守点検作業を行うこと。
 - 3) 3ヶ月点検
年3回(4月・10月・1月), 別紙1にあげる項目について保守点検作業を行い, サンプリングチューブ及びTPTNセル計量チューブの交換を行うこと。なお, 交換パーツは必ずメーカー指定交換部品を用いること。
 - 4) 12ヶ月点検
年1回(7月)別紙1にあげる項目について保守点検作業を行うとともに, 装置のオーバーホール及び採水用塩ビ配管の交換を行うこと。また, 別紙2にあげる消耗品類の全て(堀場製作製品については純正品とすること)を交換又は納品すること。
 - 5) 不定期業務
当該機器に故障が発生した場合, 速やかに原因を特定し回復させること, 部品交換を要する場合, その旨を担当職員に報告し指示に従うこと。
その他, 担当職員より指示があった場合は, その指示に従い業務を遂行すること。
 - 6) 報告書の提出
作業終了時は点検項目, 作業結果, その他必要連絡事項等を作業報告書と

してとりまとめ、任意の書式により担当職員に提出すること。

7) その他

- ・ 1ヶ月、3ヶ月、12ヶ月点検時に必要となるメーカー指定の試薬セットは契約締結業者において用意し、空容器は法令に則り適正に処分すること。
- ・ 12ヶ月点検時に交換する水中ポンプは、既存のポンプ（別紙2参照）と同等以上の性能を持つ試料水汲み上げ用のポンプを1台用意し交換すること。また、吸水口に泥除けのネットを用意し取り付けること。なお、既存のポンプは関係法令等に則り適切に処分すること。
- ・ 12ヶ月点検時に当該機器に接続している流量計検出器（azbil 製 MagneW300FLEX）の清掃を行うこと。
- ・ 純水（18kg）を6月、8月、10月、12月、2月においては各6個ずつ、当所が指定する日に納品すること。

6. 特記事項

- ① 毎月の保守点検作業及び不定期業務にあたる技術員は、対象機器メーカーの者、又はそのメーカー研修を終了したメーカー系保守業者の者であること。
- ② 作業開始・終了時は、担当職員に報告し確認を受けること。
- ③ 予防保全処置の必要性を認めたときは、担当職員に報告し指示に従うこと。
- ④ ランプ強度、分析部温度、校正係数などの妥当性を確認し異常と判断した場合は、担当職員に回復手段を含め報告し、指示に従うこと。
- ⑤ 純水の交換作業は当所において行うこととし、本業務には含まない。
- ⑥ 請負者の故意または過失により、必要数量以上の消耗品及び薬品類を損失し当所に損害を与えた場合は、これを補填すること。
- ⑦ 月次点検時に全リン及び全窒素の光量を確認（光源セル検出部の劣化状況を確認）し、平成32年3月の1ヶ月点検終了後に光量の経時変化をグラフとして提出すること。

7. その他

詳細については担当職員の指示に従うものとする。

(別紙1)

自動全リン・全窒素測定装置保守点検業務作業内容

	作業箇所	作業内容
サンプリング部	オーバーフロー槽	点検・清掃
	採取点フィルター	点検・清掃・Oリング, ゴム継手点検
	電磁弁	点検
	フロートスイッチ	点検・清掃
	サンプリングチューブ	点検・清掃(・交換 フラットシールフェラル, フィッティング交換)
	希釈計量管	点検・清掃
	フォトセンサー	点検・清掃
	エアポンプ	点検
	マニホールド電磁弁	点検
	オゾン分解器	点検・触媒, フィルター, Oリング点検
	廃液タンク	点検・清掃 フロートスイッチ動作確認 ゴム継手点検
	ブランクスイタナク	純水補充・点検・清掃 フロートスイッチ動作確認 ゴム継手点検
	自動洗浄ユニット(SY-10)	点検・洗浄液の残液量確認・補充
	電導率計(塩分補正)	点検・センサ部の清掃
	その他	目視点検・着手点検
試薬部	試薬タンク	点検・清掃・各試薬入替え・E液ラインの洗浄
	試薬チューブ	点検・清掃・ゴム継手点検
	フォトセンサー	点検・清掃
	電磁弁	点検
TN検出部	UVランプ	点検
	キセノンランプ	点検
	反応セル	点検・セルキャップ点検
	セル下部継手	点検
	電磁弁	点検
	ヒーター, 温度センサー	点検
	プリアンプ	点検
	コネクター	点検
TP検出部	UVランプ	点検
	コウゲン	点検
	反応セル	点検・セルキャップ点検
	セル下部継手	点検
	電磁弁	点検
	ヒーター, 温度センサー	点検
	プリアンプ	点検
	コネクター	点検
操作部	表示部	点検
	プリント基板	点検
	プリンター	点検・清掃・印字動作確認
	電源	点検
	リチウム電池	点検
その他	サンプル指示値確認	
	分析部温度確認	
	光源光量確認	

(別紙2)

12ヶ月点検時における交換又は納品対象消耗品類一覧

番号	品名	規格	数量
1	UVランプ	堀場製作所 909700490001	1 個
2	UVランプ	堀場製作所 909700500001 4W	2 個
3	石英セル	堀場製作所 909700300001	1 個
4	配管セット	堀場製作所 909700310001	2 セット
5	ポンプダイアフラム	堀場製作所 909700330001 2PCS/SET	1 個
6	ミストキャチャー	堀場製作所 909700340001	1 個
7	エアフィルター	堀場製作所 909700320001	1 個
8	ゴムローラー	堀場製作所 909700530001	1 個
9	パッキン類	堀場製作所 909700580001	1 式
10	メッシュフィルタ	堀場製作所 TPNA-300 1年交換部品	1 個
11	記録紙	堀場製作所 TF50SK-E2 9045001700 5巻入	1 箱
12	UVランプオサエ	堀場製作所 K413227B01 TPNA-300	1 個
13	ナイラッチ	堀場製作所 CP-522-5-1 プランジャー シロ	2 個
14	ナイラッチ	堀場製作所 CP-522-5 グロメット シロ	2 個
15	エルボユニオン	堀場製作所 KQ2L04-M5A	4 個
16	逆止弁	堀場製作所 SMC AKH04B-M5	1 個
17	イームロンチューブ	堀場製作所 18.0×24.0	1 個
18	セパレータ	堀場製作所 K413474-01 TPNA-300 キシャクケイリョウカ	1 個
19	配管セット	堀場製作所 TPNA-300 NP-600用 1Y交換部品	2 個
20	水中ポンプ	寺田ポンプ製作所 CSL-100L型	1 台
21	定期点検試薬セット	堀場製作所 定検試薬セットH	1 式

※ 20 水中ポンプ(寺田ポンプ製作所 CSL-100L型)のみ同等品可